

『2024年版 司法試験・予備試験 完全整理択一六法 行政法』
お詫びと訂正

以下の箇所にて誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2023年11月30日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
72	上から 20～21行目	……本件	……本件各支援金相当額を返還させられる結果」となり、この返還による「負担感は、本件世帯主らが既に東日本大震災による被害を受けていることも勘案すると、小さくない」。しかし、「本件世帯主らは、支援法上、本件各支援金に係る利益を享受することのできる法的地位をおよそ有」さず、「既に利益を得たことに対応して金員の返還を求められているにとどまり、新たな金員の抛出等を求められているわけではない」。以上に加えて、「本件各支給決定を取り消すまでの期間が不当に長期に及んでいるともいい難いことを併せ考慮すると、前記瑕疵を有する本件各支給決定については、その効果を維持することによって生ずる不利益がこれを取り消すことによって生ずる不利益と比較して重大であり、その取消しを正当化するに足りる公益上の必要があると認められる」。	2023. 11. 30